

『2020 年度版 金融業務 2 級 法務コース試験問題集』正誤表

該当箇所	誤	正
161 ページ 6 – 5 差押えの競合 (Ⅲ) (問 1) 解説 1)	1) 不適切である。第三債務者である X 銀行は、強制執行による差押えがなされた預金債権について滞納処分による差押えがされ、 <u>預金額が差押債権額の合計</u> を上回り、差押えが競合したときは、その預金債権の全額に相当する金銭を供託しなければならないが、差押えの競合でない場合は供託の義務はない（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 36 条の 6 第 1 項）。	1) 不適切である。第三債務者である X 銀行は、強制執行による差押えがなされた預金債権について滞納処分による差押えがされ、 <u>差押債権額の合計が預金額を上回り</u> 、差押えが競合したときは、その預金債権の全額に相当する金銭を供託しなければならないが、差押えの競合でない場合は供託の義務はない（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 36 条の 6 第 1 項）。

以上